



JFA公認指導者 再認定申請書

■ライセンスの再認定（指導者に関する規則 第8節 第27条より抜粋）

やむを得ない理由により、第25条第2項に該当し、登録が更新されず、ライセンスが取り消された場合であっても、下記に基づきライセンスの再認定を受けることができる。

本協会は、次の条件を全て満たす場合について、ライセンスの再認定を行う。

- (1) 病気や怪我、介護、出産などの理由により、登録を更新することができずライセンスが取り消された場合において、診断書などの当該理由に係る証明書を提示できる場合
- (2) 登録有効期間を過ぎて4年以内の者である場合
- (3) 本協会がその者にライセンスを再認定することが特に必要と認める場合
- (4) 本協会の定める研修を受ける場合

本協会は、前項の条件を満たす場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、ライセンスの再認定を認めない。

- (1) 本人の意思に基づいて第14条に定める登録抹消手続きがなされた場合
- (2) 第21条第2項第5号により、ライセンス失効となった場合
- (3) 過去にライセンスの再認定を行ったことがある場合

【施行日：2018年4月1日】

※再認定の対象者は、2018年4月1日以降に失効となった方になりますので、それ以前に失効されていた方は対象外となります。

<申請手続きについて>

再認定を希望される場合は再認定申請書（本書）に必要事項を記入し、当該理由に係る証明書を添付のうえ、JFA登録サービスデスクまで郵送またはFAXにてご提出ください。

申請書は全て必須項目となりますので、不備のないよう、ご記入ください。（指導者登録期間やJFA IDは、KICKOFFマイページよりご確認ください。）

申請書記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

指導者登録期間	年		月	日	～	年	月	日
JFA ID	JFA							
失効時ライセンス	級							
氏名	生年月日		年	月	日			
連絡先	() -	Eメールアドレス						

失効事由

※本申請書と合わせて、診断書などの当該理由に係る証明書をお送りください。

申請内容チェック

- 再認定に関する規則を確認し、条件に該当するため申請を希望します。
- 当該理由に係る証明書を別途添付しました。（添付書類がない場合は、申請の受理が出来ません。必ず同封してください。）

《書類送付先》

郵送：〒113-8311 東京都文京区本郷3-10-15 JFAハウス6階
JFA登録サービスデスク宛
FAX：03-6682-5903

営業時間やお問い合わせ先は、以下のURLからご確認ください。
<http://www.jfa.or.jp/info/inquiry/kickoff/2014/01/post-75.html>

※申請結果のご連絡には、お時間をいただいております。JFA技術委員会で検討した後、結果をご案内いたします。
なお、判定基準の詳細については、回答出来ません。予めご了承ください。